

県南広域振興局長告示第97号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和4年10月7日

県南広域振興局長 永井 榮一

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370601189	株式会社文化タクシー	イーハート支援センター北上	北上市新穀町一丁目7番30号	令和4年9月30日